

移動式粉末消火設備等の点検基準等が改正されました。

加圧用ガス容器

容器弁の開放点検

点検基準等※1が改正され、移動式粉末消火設備等について、平成28年6月1日から加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検実施が新たに必要となりました。※2



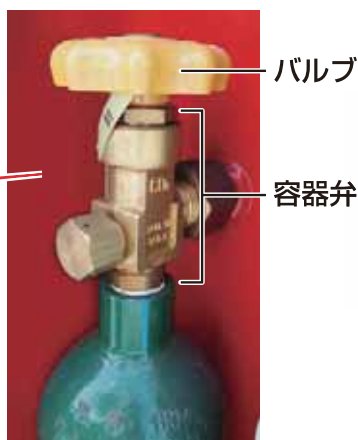
※1 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)の改正(平成28年2月26日)「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」(消防庁予防課長通知)(平成28年3月31日消防予第104号)

※2 過去の駐車場火災において、移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器のバルブが開放できず使用できなかった事案等を受け、改正されました。

点検の概要



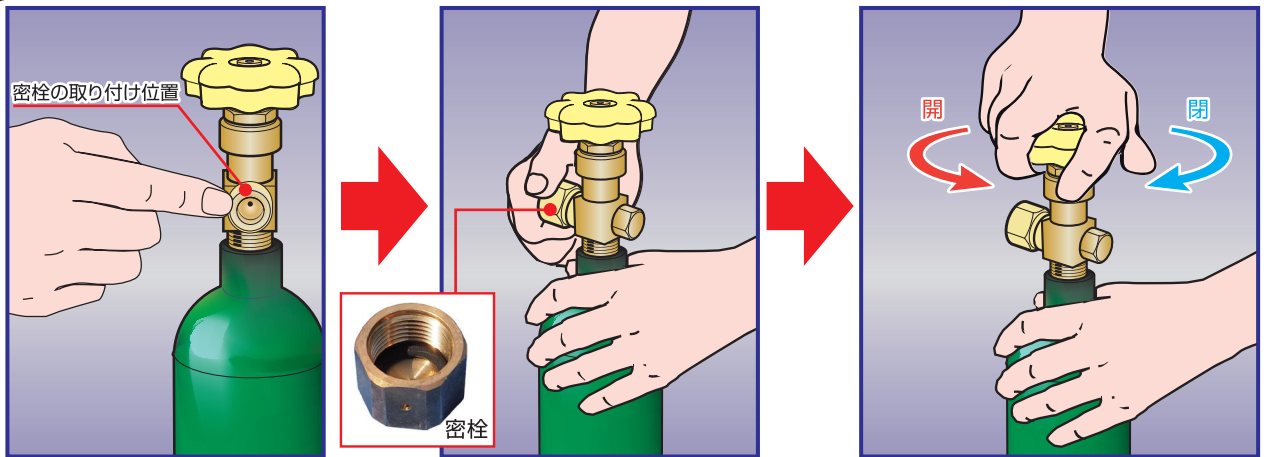
移動式粉末消火設備



6ヶ月毎の機器点検について、移動式粉末消火設備等の加圧用ガス容器のバルブ類の開放点検を追加し、容器弁の開放ができることを確認します。点検実施後、加圧用ガス容器に容器弁バルブ類点検済証(裏面2参照)を貼付します。

1

容器弁の開放点検手順の例



薬剤貯蔵タンクから加圧用ガス容器を取り外した後、密栓※1を容器弁に取り付けるなど、容器からガスが漏れないように措置します。

バルブを全開・全閉（注）し、容易に開閉できることを確認します。確認後は、移動式粉末消火設備等を元の状態に戻してください。
（注：閉鎖の際は、適切な位置まで締めつけてください。）

2

容器弁バルブ類点検済証の貼付

一度開閉操作が容易にできることを確認したバルブ類は、次回以降の機器点検において、移動式粉末消火設備等の各構成機器に変形、損傷、著しい腐食等がなければ、開放点検を省略することができます。そのため、開放点検を行ったことが明確になるよう、容器弁バルブ類点検済証※2、※3を貼付してください。



容器への表示事項に重ならない、見やすい位置に貼付します。

3

経過措置と新規設置への対応

平成28年6月1日時点で既に設置されている移動式粉末消火設備等は、令和元年5月31日までの間は、改正前の基準により点検を実施することができますが、この間に順次改正後の基準による点検を実施し、全数の点検を終了させてください。

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
移動式粉末消火設備等 (ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備) の点検基準等の改正に係る経過措置	★ 6月1日施行				★ 経過措置終了
	3年間の経過措置				
	既存のものは順次点検して経過措置期間中に全数点検してください。				
	新規のものも設置後、速やかに点検してください。				

- ※1 密栓の入手方法は、移動式粉末消火設備等のメーカーにお問い合わせください。
- ※2 容器弁バルブ類点検済証の入手方法は、各都道府県消防設備協会にお問い合わせください。
- ※3 移動式粉末消火設備等に対する点検済証は、従来通り別途貼付してください。